

上越市地域独自の予算事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 地域独自の予算事業の提案等（第5条—第8条）

第3章 地域独自の予算事業補助金の交付（第9条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の課題を解決し、当該地域の活力の向上を図るため、上越市地域独自の予算事業（以下「地域独自の予算事業」という。）の実施及び主体的に取り組を実施する団体等に対し、予算の範囲内で交付する地域独自の予算事業補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 2人以上の構成員で組織され、市の区域内で活動する法人及び団体（政治活動、宗教活動を目的とする法人又は団体を除く。）をいう。
- (2) 総合事務所等 各総合事務所及びまちづくりセンターをいう。
- (3) 提案者 地域独自の予算事業に係る提案を行う団体等及び地域協議会をいう。
- (4) 地域独自の予算事業補助金 この要綱に基づき交付する補助金をいう。

（対象事業）

第3条 地域独自の予算事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地域資源を活用した新たな収入源又は雇用の創出等につながる事業
- (2) 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 新たな公の施設、市道その他のインフラ整備
- (2) 地域の活動を伴わない備品の購入又は設備の設置等の事業
- (3) 公の施設の建設若しくは修繕又は新たな土地利用若しくは行政サービス等を市に求めるために行う事業

- (4) 地域の住民又は団体へ現金、金券等を配布し、又は貸与する事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる事業
- (7) 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する事業
- (8) その他第1条に定める趣旨に則さない事業

(地域独自の予算事業の実施方法)

第4条 地域独自の予算事業は、対象事業について、市が直接執行する事業又は市が地域独自の予算事業補助金を交付する事業として実施する。

第2章 地域独自の予算事業の提案等

(地域独自の予算事業の提案)

第5条 団体等は、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を、当該事業を実施しようとする地域自治区を所管する総合事務所等に提案することができる。

2 地域協議会は、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を、当該地域協議会を所管する総合事務所等に提案することができる。この場合において、地域協議会は、実施団体にはなれないことから、提案する事業を実施する団体及び総合事務所等と調整の上、提案するものとする。

3 提案者は、地域独自の予算事業を提案しようとするときは、事業を実施しようとする地域自治区を所管する総合事務所等に相談するものとする。

4 総合事務所等の長は、所管する地域自治区について、事業に関わる地域の団体と調整の上、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を立案することができる。

(提案期限)

第6条 前条第4項の規定による提案は、随時受け付けるものとする。ただし、事業を実施しようとする各年度の提案期限は、市長が別に定める。

(予算要求資料の作成)

第7条 総合事務所等の長は、提案者の提案のうち、事業の実施が必要と判断したときは、予算要求資料を作成するものとする。

2 総合事務所等の長は、予算要求資料の作成に当たり、提案者又は事業に関わる地域の団体とともに、次に掲げる事項について具体的な検討を行い、必要に応じて事業を所管する庁内関係課等と協議するものとする。

- (1) 事業の実現可能性の検討
- (2) 事業の実施主体の選定及び調整

- (3) 事業の必要経費の精査
- (4) その他市長が必要と認める事項

(地域協議会への情報提供)

第8条 市長は、地域協議会における自主的審議の参考とするため、次に掲げるときに、地域協議会に対して、地域独自の予算事業に係る情報を提供するものとする。

- (1) 第6条ただし書の規定により定める各年度の提案期限時点において事業を取りまとめたとき。
- (2) 翌年度の当初予算案を公表したとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて地域協議会に対して、地域独自の予算事業に係る情報を提供することができる。

第3章 地域独自の予算事業補助金の交付

(補助対象者)

第9条 地域独自の予算事業補助金の交付を受けることができる団体等（以下「補助対象者」という。）は、第3条第1項に規定する事業を実施する団体等とする。

(補助対象経費)

第10条 地域独自の予算事業補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
- (2) 役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
- (3) 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員又は参加者に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備若しくは施設の修繕等、教室、大会等の開催若しくは参加に係る経費
- (4) 地域独自の予算事業以外の市からの受託事業で当該事業に係る委託料の対象となる経費
- (5) その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

(補助金の額の上限)

第11条 補助金の額は、補助対象経費に10分の7を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第12条 規則第2条の規定による地域独自の予算事業補助金の交付申請は、地域独自

の予算事業に係る予算の執行年度における4月1日から、事業に着手する前までの間に行わなければならない。

2 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業に係る資金計画書
- (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (3) 位置図その他の工事図面（補助対象事業に工事が含まれる場合に限る。）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付条件）

第13条 規則第4条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る経理を明確に区分して行うこと。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれるとき又は補助対象事業の実施が困難になったことが見込まれるときは、直ちに市長に報告を行うこと。
- (3) 地域独自の予算事業補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等は、補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図ること。
- (4) 地域独自の予算事業補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等で処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間をいう。）の間にあるものについて、関係書類を整備保管すること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、地域独自の予算事業補助金の相当額の全部又は一部を市に納付させる場合があること。
（補助金の変更申請等）

第14条 規則第6条第1項の規定による承認を受けようとする補助対象者は、上越市地域独自の予算事業補助金事業変更承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、上越市地域独自の予算事業補助金事業変更承認^{決定}通知書（第2号様式）により^{却下}通知するものとする。

（補助対象事業が予定した期間内に完了しないとき等の報告）

第15条 補助対象者は、第13条第2号の規定に該当するときは、上越市地域独自の予算事業補助金事業事故報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告等）

第16条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業の実施内容及び成果を確認することができる書類
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の請求等)

第17条 補助対象者は、規則第9条の規定による確定の後でなければ、地域独自の予算事業補助金を請求することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、上越市財務規則(昭和46年上越市規則第35号)第87条の規定により概算払を行うものとする。

2 前項ただし書の場合における概算払の額は、交付決定を受けた額を上限とする。

(補助金の経理に係る書類の保存)

第18条 補助対象者は、補助金の交付を受けた事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第4章 雑則

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 令和元年度から令和4年度までの間に、第2項の規定による廃止前の上越市地域活動支援事業実施要綱の規定により地域活動支援事業費補助金の交付を受けた事業のうち、本要綱に基づく地域独自の予算事業補助金の補助対象事業として実施する場合における補助金の額の上限額については、第11条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

3 この要綱の実施の際現に、令和5年度当初予算に計上した地域独自の予算事業補助金の補助対象事業については、本要綱第2章に定める手続きに基づき行われた事業とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式（第14条関係）

上越市地域独自の予算事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

（申請者）
所在地
名称
代表者氏名

次のとおり事業に係る変更の承認を申請します。

事業の名称	事業
変更の内容	
変更の理由	

備考 変更の内容又は理由について補足する必要があるときは、説明を補足する書類を添付して提出すること。

第2号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

上越市長
()

上越市地域独自の予算事業補助金事業変更承認
決定 通知書
却下

年 月 日付けで申請のあった地域独自の予算事業補助金事業の変更に
と お り 承 認 したので通知します。
ついて、次の 理由により申請を却下

事業の名称	
決定の内容	<p><input type="checkbox"/> 次のとおり変更を承認します。 (承認内容)</p> <p>(補助金交付額)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 既決定額・ 増減額・ 変更決定額 <p><input type="checkbox"/> 次のとおり変更の承認申請を却下します。 (理由)</p>

第3号様式（第15条関係）

上越市地域独自の予算事業補助金事業事故報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

（報告者）

所在地

名称

代表者氏名

次のとおり事故報告を行います。

1 事業の名称

2 事故報告の理由

補助対象事業が予定の期間内に完了しない。

補助対象事業の実施が困難である。

3 補助対象事業の遂行状況